

熊本地震発生から2か月

創生を見据えた復興を目指して

平成28年4月14日（木）の発災から2か月。町の様子は徐々に落ち着きを取り戻しつつありますが、いまだに続く余震などで不安な生活が続いています。

町では、町民の皆さんが安全・安心に暮らすことができるまちづくりを目指して「甲佐町復興指針」を策定し、本町の早期復興を成し遂げるために復興対策を強力に推進します。

■ 震災からの復興を目指して

4月14日（木）・16日（土）に発生した熊本地震は本町に甚大な被害をもたらし、震災から2か月を経過した現在でも、自宅以外での不自由な生活を余儀なくされる町民の方も多く見受けられる状況です。

震災発生直後から町職員および関係機関などによる迅速かつ懸命な震災対応を行い、現在では罹災（りさい）証明書の発行および応急仮設住宅建設や各種支援制度の申請受付など、被災者の生活再建に向けた支援までのステップに到達はしたものの、被災者および町民の皆さんが一刻も早く安全・安心に暮らすことができる環境づくりへの取り組みの加速化が求められます。

今後は、被災者の生活再建に向けた支援を強力に推進するとともに、次のステップとして将来にわたって安全・安心な生活環境を確保し、同時により良い甲佐町を築くための復興対策を講じていくことが重要です。

そこで、本町の早期復興を成し遂げていくために現時点における基本的な考え方を示す「甲佐町復興指針」を策定し、この指針を基に全庁体制で総力を挙げて復興対策を強力に推進していきます。

❖ 甲佐町復興指針「創生を見据えた復興へ」

① 復興に向けた庁内組織体制方針

応急仮設住宅の完成など一定の成果が表れているため、

これまで応急対策に取り組んできた災害対策本部に加えて、新たに震災復興への対応として町長を本部長とする「甲佐町震災復興対策本部」を設置し、企画課を統括主幹課として組織間の横断的調整を図りながら、復興対策を強力に推進します。

現在設置されている「甲佐町災害対策本部」については、応急対策に目途がついた段階で「甲佐町震災復興対策本部」に統一を図ります。なお、国・県・他自治体などに対しては、継続して人的および財政的支援を要請します。

② 震災復興計画の策定方針

町民の皆様に對して、早期に被災地の面的な整備方針や将来への道筋を示していくことを重要な課題と捉え、町民

震災発生からの本町の流れ

- ・ 4月14日（木）午後9時26分 甲佐町で震度5弱の地震発生
- ・ 同日午後10時30分 甲佐町災害対策本部設置
- ・ 避難所12か所を設置
- ・ 町内で断水・停電発生
- ・ 16日（土）午前1時25分 甲佐町で震度5強の地震発生
- ・ 避難所10か所を設置
- ・ 同日 県道・町道の主要幹線通行止め（3路線6か所、町道1路線1か所）
- ・ 橋りょう通行止め（5か所）
- ・ 町営バス全路線運休
- ・ 町総合保健福祉センター「鮎緑の湯」の開放
- ・ 町内の全小・中学校の22日（金）までの休校を決定
- ・ 同日午後4時50分 大雨警報発令により、町内全域に避難勧告発令
- ・ 18日（月） 通常こみの回収再開
- ・ 災害廃棄物の収集開始
- ・ 罹災（りさい）証明書申請受付開始
- ・ 同日午後6時10分 堂ノ原地区2世帯5人に避難
- ・ 26日（火） 指定避難所8か所に開設
- ・ 27日（水） 「災害ボランティア」希望者の受け付け開始
- ・ 28日（木） 町内すべての断水解消
- ・ 29日（金・祝） 被災者向け応急仮設住宅（甲佐町白旗仮設団地）50戸を白旗グラウンドに建設開始
- ・ 5月1日（日） 午前8時30分 避難勧告一部解除（下豊内区一部を除く甲佐地区および竜野地区）
- ・ 指定避難所8か所のうち2か所を自主避難所へ変更（甲佐中体育館、甲佐小体育館）
- ・ 8日（日） 甲佐町白旗仮設団地の建設戸数を90戸に変更
- ・ 9日（月） 午前8時30分 町内すべての避難指示および避難勧告を解除
- ・ 町内の全小・中学校が再開
- ・ 10日（火） 町役場に「被災者生活再建支援制度相談窓口」を開設

被災者向け応急仮設住宅について

▶白旗グラウンドの白旗仮設団地



■応急仮設住宅について

応急仮設住宅とは、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない方に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の安定を図るものです。

町では、4月29日（金）に応急仮設住宅建設の第1候補地の白旗仮設団地（甲佐町大字早川2100番地2白旗グラウンド敷地）に軽量鉄骨造の90戸を建設。第1次募集によって90世帯250人の入居が6月1日（水）に決定し、避難者の引っ越し作業が進んでいます。

6月2日（木）には、第2候補地の乙女仮設団地（甲佐町大字田口383番地2）に軽量鉄骨造45戸の建設を着工し、第3候補地の乙女仮設団地（甲佐町大字田口1015番地1）の建設計画も進めています。

▶入居第2次募集について

●対象者（以下の全ての要件を満たす方）

- ①罹災証明書で全壊または大規模半壊の認定を受け居住する住家がない方であって、自らの資力では住宅を得ることができない人
- ②罹災証明書で半壊の認定を受けた住家の方で、家屋の解体・撤去に伴い自らの住居に居住できない人
- ③民間賃貸住宅借上げ事業および住宅応急修理制度を利用していない人

●募集団地

- ①乙女第1仮設団地〔仮称〕（甲佐町大字田口383番地2 宇城鉄筋協団地付近）
- ②乙女第2仮設団地〔仮称〕（甲佐町大字田口1015番地1 森川健康堂（株）研究所敷地）

●募集期限

7月15日（金）

詳しくは、町建設課に設置しています募集要項や町公式サイトなどをご覧ください。

▶お問い合わせ先

・町建設課

☎096-234-1183（内線161）

✉klg109@town.kosa.lg.jp

・町公式サイト

<http://www.town.kosa.kumamoto.jp/>

と一体となった復興計画を早期に策定します。

③町民の生活再生・都市基盤の復旧方針

高齢者で被災された方々や仮設住宅での生活を強いられる町民に対する生活再建を最優先課題と捉えます。そのため、住宅の再建や生活支援、都市基盤の再生、医療福祉や被災者ケアなどを積極的に支援します。

④産業再生方針

農業をはじめとする産業基

盤の被災により、地域経済の活力の低下が懸念される状況にあります。

産業再生・復興については、単なる再生・復興にとどまらず更なる持続的な発展を目指します。

⑤安全・安心に暮らせるまちづくり方針

今回の震災の経験を活かし、本町の持続的な発展に向けて防災体制の強化や防災拠点の整備などを進め、安全・安心に暮らせるまち、災害に強いまちを目指します。

⑥応急対策の継続方針

震災発生から迅速に対応している応急対策については、被災者の方々の生活再建の第一歩になることから、今後も引き続き取り組みを行い早期に完了するよう努めます。

（平成28年5月21日策定）

▼お問い合わせ先

町企画課

☎096・234・1154

（内線231）

✉klg104@town.kosa.lg.jp

指示発令

・19日（火）

自衛隊簡易入浴施設を甲佐町グリーンセンターに設置

・21日（木）

町役場に「災害関係総合窓口」を設置

応急仮設住宅の入居希望調査の実施

・22日（金）

町営バスの一部運行再開

・23日（土）

甲佐町災害義援金の受け付け開始

・25日（月）

災害コミュニティ放送局「甲佐町臨時災害放送局」を開局

・25日（月）

甲佐町社会福祉協議会が「災害ボランティアセンター」

・11日（水）

町総合保健福祉センター「點緑の湯」行き無料バス運行開始

・16日（月）

罹災証明書の交付および各種支援制度の申請受け付け開始

・21日（土）

甲佐町復興指針「創生を見据えた復興へ」を策定

・6月2日（木）

乙女地区に応急仮設住宅45戸の建設決定

・5日（日）

甲佐町白旗仮設団地の入居開始

・7日（火）

自主避難所1か所を残し指定避難所を閉鎖

早期の復興を目指して 安全・安心な生活再建のための各種支援制度

震災などで被災された方に対して支援する「災害救助法」や「被災者生活再建支援法」には、さまざまな各種支援制度があります。町では、支援制度の情報を

をいち早く被災者の皆さんに伝え、1日でも早い復興を目指して、国や県、関係機関などと協力して力強い支援を続けて行きます。



● 住民の皆さんの生活を再建するための支援制度

町では、熊本地震で被災された町民の皆さんが1日でも早く安全・安心な生活を再建できるように、「災害救助法」や「被災者生活再建支援法」による各種支援制度などについて、いち早く皆さんに伝えるために、罹災（りさい）証明書の発行や各種支援制度の申請を受け付けています。

被災者の皆さんや町民の皆さんのために将来にわたって安全・安心な生活環境を確保し、より良いまちづくりを目指して国や県、関係機関などと協力して全庁体制で取り組んでいきます。

最新の情報については、町公式サイトをご覧ください。お問い合わせください。

罹災（りさい）証明書の申請および交付の手続きについて

罹災（りさい）証明書は、震災などにより居住する家屋などに被害（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊）を受けたことを、町が証明するものです。

この罹災証明書は、保険金などの請求に必要な場合や被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理などの各種被災者支援策を受ける際に必要となります。

● 申請に必要なもの

・ 罹災証明書の申請時

- ①本人（居住者もしくは所有者）確認ができる身分証明書（運転免許証など）②印かん③被災状況の分かる写真④

（本人以外が申請する場合）委任状⑤（受領している人）調査済書

・ 罹災証明書の交付時

- ①本人（居住者もしくは所有者）確認ができる身分証明書（運転免許証など）②印かん③委任状（本人以外が申請する場合）④罹災証明申請書の控え⑤調査済証（受け取っている人の場合）

▶ お問い合わせ先

町くらし安全推進室

TEL 096-234-1167（内線241）

✉ klg202@town.kosa.lg.jp

「災害救助法」および「被災者生活再建支援法」による各種支援制度

■ 損壊家屋の解体および除去

災害により損壊した家屋などについて、所有者の同意に基づき町が解体および撤去を行います。

● 対象者

罹災証明書で半壊以上の判定を受けた家屋の所有者

● 申請に必要なもの

①罹災証明書（半壊以上の判定を受けたもの）②本人確認ができる証明書（運転免許証など）③印かん④建物登記簿⑤資産証明書（町税務課で無料交付）

※所有者以外の方が申し込む場合、解体同意に係る委任状などが必要になります。

▶ お問い合わせ先

町環境衛生課

☎096-234-1169（内線251）

✉klg210@town.kosa.lg.jp

■ 住居またはその周辺の土石などの障害物の除去について

災害により住居およびその周辺に土砂、竹木などが運ばれ日常生活に支障を及ぼしている障害物を除去する制度です。

● 対象者

半壊した住家（全壊でも応急修理をすれば居住可能な場合は対象）であって、住居またはその周辺に運ばれた土砂、竹木などにより居住できない状態にあり、自力では障害物を除去できない世帯

● 対象経費

スコップやその他除去のために必要な機械、器具などの借り上げ費または購入費など

● 補助金の限度額

1世帯当たり134,800円

● 申請に必要なもの

・罹災証明書（半壊以上と判定されたもの）

▶ お問い合わせ先

町建設課

☎096-234-1183（内線164）

✉klg112@town.kosa.lg.jp

■ 住宅応急修理申し込み

罹災証明書により半壊または大規模半壊と認定された住宅を応急修理する場合に、町が業者に委託して一定の範囲内で修理を行います。

● 対象者

・罹災証明書で半壊または大規模半壊の住宅被害認定を受けたこと。
・応急修理を行うことによって、避難所などへの避難を要しなくなると見込まれること。
・応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないこと。

※全壊の場合でも応急修理を実施することにより居住が可能である場合は対象となります。

● 対象となる修理など

住宅の屋根などの基本部分、ドア

などの開口部、上水道などの配管・配線、衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な場所。

● 修理費用限度額

1世帯当たり576,000円以内

● 申請に必要なもの

①申請書※②修理見積書※③修理箇所の見積書④所得証明書（町税務課で無料交付）⑤指定業者登録申請書※申請窓口および町公式サイトでダウンロードできます。

※工事完了期限は、12月13日（火）です（7月13日（水）から延長されました）。

▶ お問い合わせ先

町建設課

☎096-234-1183（内線164）

✉klg112@town.kosa.lg.jp

■ 被災者生活再建支援制度の申し込み

災害により居住する住宅が全壊するなど、著しい被害を受けた世帯に支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。

● 対象者

・住宅が「全壊」した世帯
・住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
・災害により危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
・住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

● 支援金の金額

以下の2つの支援金の合計（世帯人数が1人の場合は、各該当金額の4分の3）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）50～100万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）50～200万円

● 申請に必要なもの

①罹災証明書（半壊以上と判定されたもの）②住民票謄本（町住民生活課で無料交付）③申請者本人の振込口座番号が分かるもの（預金通帳・キャッシュカードなど）

▶ お問い合わせ先

町福祉課

☎096-234-1114（内線144）

✉klg205@town.kosa.lg.jp

■ 学用品の給付

災害により学用品を喪失または損傷し、就学上支障のある被災児童および生徒などに対して必要な学用品の給付を行います。

● 対象者

災害により住家の全壊、半壊などにより学用品を喪失または毀損（きそん）し、就学上支障のある小・中

学生および高等学校生（幼稚園、専門学校および大学などに就学中の方は原則として対象外）。

● 給付の対象となる学用品

①教科書②文房具③通学用品④その他の学用品

▶ お問い合わせ先

町学校教育課

☎096-234-0102（内線311）

✉klg109@town.kosa.lg.jp